

## 別記 1

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業のうち（1）食肉流通構造高度化・輸出拡大事業の補助対象者は次の表に掲げる者とする。

補助対象者
1 コンソーシアム（「食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領」（令和3年12月24日付け3畜産第1342号農林水産省畜産局長通知。以下「食肉等流通構造高度化等実施要領」という。）別記1で定める要件を満たすものに限る。）

## 別記 2

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業のうち（2）輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業の補助対象者は次の表に掲げる者とする。

補助対象者
1 市町村
2 農業者の組織する団体 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等をいう。
3 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）
4 事業協同組合連合会及び事業協同組合
5 民間事業者（食肉等流通構造高度化等実施要領別記2で定める要件を満たすものに限る。）
6 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人 ただし、産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設の整備に限るものとする。
7 知事が農林水産省地方農政局長等と協議して認める団体